

広島県告示第五百九号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年五月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する「過疎地域」及び「（以下「みなし過疎地域」という。）」の下に「第六項に該当する場合を除く。」を加え、同条第五項中「特定地域経済活性化対策実施要綱（平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号総務事務次官通知）に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」又は「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）を活用するために地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）を「地域力創造対策実施要綱（平成二十一年三月三十一日付け総行政第百十六号総務事務次官通知）に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（第六項に該当する場合を除く。）」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 定住自立圏構想推進要綱（平成二十年十二月二十六日付け総行応第三十九号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその周辺市町において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第一項及び第二項の適用については、第一項中「二十四億円」とあるのは「三十七・五億円」と、「三十六億円」とあるのは「五十六億円」とし、第二項中「二十パーセント」とあるのは「二十五パーセント」とする。

附則第二項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同項の表第五条第四項の項中「三十億円」、「四十五億円」、「三十三億円」及び「四十八億円」を削り、同表第五条第五項の項中「三十億円」、「四十五億円」、「三十七・五億円」、「五十六億円」、「三十三億円」、「四十八億円」、「四十一億円」及び「五十九億円」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。